

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月27日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1(1) 路線名 信濃平停車場線

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字常盤字繩手2142番の1地先から
飯山市大字常盤字繩手2158番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成29年2月27日

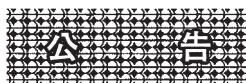
2(1) 路線名 関沢小沼線

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字常盤字入道渕6010番の3地先から
飯山市大字常盤字西沖5506番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成29年2月27日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成29年2月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人M i - S h a

3 代表者の氏名

橋本 みすず

4 主たる事務所の所在地

松本市大字三才山1465番地

5 定款に記載された目的

この法人は、三才山一の瀬・小寺尾地域を拠点に、同地域の豊かな資源を活用した地域コミュニティの形成及び活性化とともに、他団体と連携をとりながら、地域の魅力や長所の醸成・再認識・共有及び情報発信を推進し、ひいては地域経済の活性化と住民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成29年2月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人諏訪広域ドローン協力会

3 代表者の氏名

北澤 晃

4 主たる事務所の所在地

諏訪市清水一丁目2番20号

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪広域の住民等に対し、各行政・各種団体・機関等と連携して、ドローン（無人航空機）を活用した、先進的な手法による防災・災害対応、遭難者・人命救助に関する事業やドローンパイロットの育成・用途開発のための実証実験場の提供等の事業を行い、すべての人々が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりと、事故防止等の活動や、ドローンの普及、地域の活性化、観光・地場産業等の振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年2月27日

長野県知事 阿部守一

1 処分をした年月日

平成29年2月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社長門興業

小県郡長和町長久保473番地1

下村 正志

長野県知事（般-27）第19199号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ぜる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年3月13日から平成29年3月15日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社長門興業の代表取締役下村正志は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、上田簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成28年2月18日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成29年2月27日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称	所 在 地	指 定 年月日
有限会社 ミズコウ	長野市大字川合新田2333番地	平成29年 2月15日

水道事業課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年2月27日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校情報通信ネットワーク強靭性向上対策システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県教育委員会事務局特別支援教育課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 東日本電信電話株式会社 ビジネス＆オフィス営業推進本部
 - (2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 3,804,948円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成29年1月30日

特別支援教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年2月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獵銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
4月16日 (日)	午前10時 か ら 午後6時 ま で	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講 習 科 目	時 間 数	考 察 方 法
獵銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続**(1) 受講の申込み**

受講しようとする者は、獵銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他**(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。****(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。****(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。**

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年2月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空気銃（以下「獵銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに獵銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により獵銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時 間	講習会場	場 所	定員
4月5日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	長野会場	長野市大字安茂里 1777番地1 安茂里公民館	60名
4月12日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	岡谷会場	岡谷市長地権現町4 丁目11番51号 長野県男女共同参画センター	60名
4月19日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	木曽会場	木曽郡木曽町日義 4898番地37 木曽文化公園	60名

3 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課